

申請書類作成前に必ず確認してください

障害福祉事業所等サービス継続支援事業費補助金

交付申請にあたっての注意点

1 共通事項

重要 ○申請は、法人ごとに所管する事業所・施設分をとりまとめて、一括して申請してください。

⇒各事業所・施設におかれましては、必ず施設を運営する法人の本部と情報を共有し、重複申請等のないようお願いいたします。

重要 ○申請の受付は、郵送のみとなります。

【申請書類提出先】

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課就労・施設班あて

2 様式第1号（交付申請書）について

重要 ○「口座振替先 金融機関」欄に記載いただいた情報の確認のため、通帳の写しを提出してください（記載した情報が全て確認できるようコピーしてください）。

3 様式第2号（事業所・施設別申請一覧）について

○所管する事業所・施設が全て含まれていること、また、事業所・施設数と様式第3号の枚数が一致していることを確認した上で申請してください。

4 様式第3号（障害福祉事業所等サービス継続支援事業に係る事業実施計画書（事業所・施設単位）※個票）について

重要 ○様式第3号は、1つの事業所・施設ごとに作成してください。

○訪問系、多機能型、居住系の事業所・施設において、1つの事業所・施設が対象事業所・施設の指定を複数受けている場合は、1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数、定員数については、主たるサービスに他のサービス分を合算してください（具体例は次ページを御参照ください）。

○「所要額」の欄には、対象経費から消費税相当額を除いた実支出額を記載してください。

○過去（交付決定を受ける前）に購入した物は、補助対象となりません。

○「申請にあたっての確認事項」にチェック（☑）が入っていることを確認した上で申請してください。

【参考】延べ訪問回数、延べ利用者数、定員数算定の考え方

⇒原則として、1つの事業所・施設ごとに算定する。

○事例1（訪問系）：1つの事業所で、居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合

⇒【考え方】

居宅介護分と重度訪問介護分を合算して、1月あたり延べ訪問回数を算出する。

⇒【計算例】

居宅介護【1月あたりの延べ訪問回数150回】＋重度訪問介護【同100回】
＝計250回（補助上限額は40万円）

○事例2（多機能型）：1つの事業所で、就労継続支援A型と就労継続支援B型の指定を受けている場合

⇒【考え方】

就労継続支援A型分と就労継続支援B型分を合算して、1月あたり延べ利用者数を算出する。

⇒【計算例】

就労継続支援A型【1月あたり延べ利用者数200人】＋就労継続支援B型【同250人】＝計450人（補助上限額は30万円）

○事例3（多機能型）：1つの事業所で、生活介護（障害者総合支援法）と放課後等デイサービス（児童福祉法）の指定を受けている場合

⇒【考え方】

生活介護分と放課後等デイサービス分を合算して、1月あたり延べ利用者数を算出する。

⇒【計算例】

生活介護分【1月あたり延べ利用者数250人】＋放課後等デイサービス分【同200人】＝計450人（補助上限額は30万円）

○事例4（居住系）：1つの事業所で、障害者支援施設と短期入所（併設型）の指定を受けている場合

⇒【考え方】

障害者支援施設分と短期入所分を合算して、定員数を算出する。

⇒【計算例】

障害者支援施設分【定員数40人】＋短期入所分【同10人】＝計50人
（補助上限額は6千円×50＝30万円）

○事例5：1つの事業所で、児童発達支援と保育所等訪問支援の指定を受けている場合

⇒【考え方】

保育所等訪問支援の1月あたり延べ訪問回数を利用者数に置き換えて（延べ訪問回数1回を利用者数1人に換算）、児童発達支援分と合算して1月あたりの延べ利用者を算出する。

⇒【計算例】

児童発達支援【1月あたり延べ利用者数200人】＋保育所等訪問支援【1月あたりの延べ訪問回数20回(利用者数20人に換算)】＝220人（補助上限額は20万円）

※1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数については、2025年4月から9月までのサービス提供分の平均値によるものとする。

（なお、2025年5月以降に新設した事業所については、事業所を設置した月から6か月間（事業所を設置した月から申請日が属する月の前月までの期間が6か月に満たない場合は、事業所を設置した月から申請日が属する月の前月までの期間）のサービス提供分の平均値によるものとする。）